令和６年度　岡崎市立甲山中学校　いじめ防止基本方針

１　いじめ防止についての基本的な考え方

・　いじめは、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを念頭におき、日々の教育活動に当たることが大切であると考えています。

・　いじめを防止するためには、学校のみならず、家庭・地域との連携が必要です。

・　学校では、全教職員が日頃から生徒に寄り添い、目をかけ声をかけて、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していきます。

２　いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省）

３　いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

＜構成員＞

校長　教頭　教務主任　校務主任　校務補佐　生徒指導主事
学年主任　該当学級担任　養護教諭　スクールカウンセラー

４　令和６年度の基本方針

（１）昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

①学校集団適応心理検査（Hyper-QU）の結果より、加害者は「学級生活不満足群」や「非承認群」に属する割合が多いことが明らかになった。被害者も「学級生活不満足群」に属している割合が多い。

②何気ない会話やコミュニケーションがうまくいかなかったことが原因（ＳＮＳ上も含む）で、友達関係がうまくいかなくなり、悩んだり、休みがちになったりするケースが見られた。

③ＳＮＳの使用方法が適切ではなく、悪質な画像や悪口をＳＮＳ上にアップする、アカウントを乗っ取るといったことからトラブルに発展してしまう事案があった。

④いじめられていると感じた子どもが、生活アンケートに記入したり、保健室に相談したり、その友達が先生に相談したりすることで情報が伝わった事案があった。

（２）課題を解消するために今年度の取り組み

①「学級生活不満足群」や「非承認群」から「学級生活満足群」へ転換するためにも、互いを認め合いながら「自己肯定感」や「自己有用感」を高めるような活動が必要

だと考え、以下のように充実させる。
【具体的な取り組み】
・スクールカウンセラーによる学校保健委員会を開催し、思春期の心の成長について具体的に考える場を設ける。
・朝の会や帰りの会でコミュニケーション活動やボランティア活動を増やし、互いを認めたり、良さを広めたりする場を設ける。
・校舎内にあるすべてのトイレの手洗い場に、ポジティブワードを設置し、心に火を灯す。
・生徒が主体となった人権週間活動を実施する。
・道徳や学級の時間を使い、言葉遣いについての授業を行う。
・学校生活や行事の中でリーダーをやる機会を増やす。　等

④子どもがいじめを報告しやすい雰囲気や環境を整えたり、教師と子どもの信頼関係を構築したりすることが大切である。また、悩みや相談事を適切に話せる力を高めたり、相談機関を子どもや保護者に周知したりすることも大切である。そこで、以下のような取り組みを進めていく。
【具体的な取り組み】
・「チーム甲山」で生徒指導にあたる。
・一人一人の子どもの特性やそれぞれの発達に応じた支援に取り組む。
・子どものちょっとした変化を見取り、褒めるとよい瞬間に褒める。
・生活アンケートを自宅でも回答できる機会を設け、生徒がじっくりと思いを記述できるように配慮する。
・生活アンケ—トを実施後は、学級全員と面談を行い、緊急なものはいじめ対策委員会のメンバーで情報を共有する。
・生活アンケートを実施しない月も簡易アンケートをする。それは、担任以外の先生にもその用紙を出せるように工夫して行う。そのアンケートは、保健室前に設置してある「心のポスト」に投函できるようにする。
・生活アンケートを改良し、生徒の意見を聞きやすくすることや、担任の先生以外にも話を聞いてあげられる環境を整える。
・養護教諭との連携を密に図り、情報共有を強化する。
・教室に相談窓口の連絡先を掲示し、相談機関の情宣を図る。　等

②全教職員が同じ知識や意識でいじめ事案へ対応する必要がある。「チーム甲山」で取り組むためにも、以下の対策を行う。
【具体的な取り組み】
・隔週で「ランチミーティング」を行い、各学年で生徒指導案件を報告する。「ランチミーティング」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、養護教諭、特別支援主任、各学年生活担当、生徒指導主事で構成する。
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる情報交換の場を設ける。
・定期的に各学年の生活担当が集まり、情報共有をしたり、指導のズレがないかを確認したりする。

・教職員の使う言葉においても「生徒が言われてうれしかった言葉」リストを使用するとともに、発達支持的生徒指導に心がけることと生徒同士で使うとよい言葉を推奨する。
・教職員の力量を向上するために、随時研修を行う。　等
④タブレットやスマートフォンを適切に使用できるようにする必要がある。そのために以下の対策を行う。
・道徳の時間にタブレットやスマートフォンの使用方法についての授業を行う。危険性についても伝えられるようにする。
・講師の方を招き、スマホ安全教室を行う。
・ネットいじめについての注意喚起を学級、道徳の時間を利用し、行う。　等

５　いじめ防止年間計画

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○情報共有・協議（職員会）	○生徒、保護者にSCを周知する ○F組に入級するまでの手順 ○学級経営 黄金の３日間 ○多様性の講話	○いじめ相談窓口の周知 ○学年会 ○前年度の申し送りの確認 ○身体測定	○PTA総会、保護者会で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するプリント配付 ○生活相談期間 ○授業参観
5月	D	○現職研修 「いじめの対応」 ○情報共有・協議（職員会）	○道徳 （情報モラル）	○生活アンケート（記名式） ○適宜面談	○生活相談期間
6月		○情報共有・協議（職員会）	○職場体験学習 ○修学旅行	○ﾊｲﾊﾟｰQU	
7月	C	○ﾊｲﾊﾟｰQUを経てからの情報共有（学年会、職員会）	○道徳 （私の妹）	○生活アンケート（記名式） ○適宜面談	○保護者会 ○家庭ﾁｪｯｸﾘｽﾄ配付
8月	A	中間評価→検証			
9月		○情報共有・協議（職員会）	○体育祭 学年、学級、他学年の繋がり	○身体測定	○体育祭参観
10月	P	○現職研修 「傾聴ｽｷﾙ向上研修」 ○情報共有・協議（職員会）		○生活アンケート（記名式） ○適宜面談	○学校保健委員会 ＳＣによる「思春期の心の成長」の講演
11月		○情報共有・協議（職員会）	○文化祭 ○合唱ｺﾝｸｰﾙ 繋がりを意識	○ﾊｲﾊﾟｰQU １回目との比較検証	○保健士による出前授業「性について」
12月	D	○全職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○情報共有・協議（職員会）	○人権週間 ○いじめ撲滅集会	○生活アンケート（記名式） ○適宜面談	○保護者会
1月		○自己評価 ○情報共有・協議（職員会）	○道徳 「巣立ちの歌が聞こえる」	○生活アンケート（担任以外）	○授業参観
2月	C	○情報共有・協議（職員会）	○立志の式 ○卒業を祝う会	○生活アンケート（記名式）	○保護者への学校評価アン

				○適宜面談	ケート ○学校関係者評価委員会での「自己評価」
3月	A	○情報共有・協議（職員会） ○学級編成 次の学年の先生に分かるように詳細を聞く ○小中連絡会 次年度の先生に分かるように丁寧に聞く	○卒業式 感動的な別れを ○修了式 次年度に目標を持たせる別れを	○生活アンケート（担任以外）	○保護者会 次年度への心配を軽減するような話し合いをする

６　日々の活動

（１）いじめは、いつ起きるか、どこで起こるか、誰に起こるかわからないので、子どもの様子（表情・言葉、行動）を日々観察する。

（２）生活記録や生活相談などで聞き取りや現状の様子をつかむ。

（３）早期に発見し、対応をする。

担任　→　学年主任　→　生徒指導担当　→　生徒指導主事　→　校長・教頭

（４）多くの子どもたちと何気ない会話をすることで、情報を得ることができる。

（５）一人で解決しようとせずに、チームで対策や対応を考え、アクションを起こす。

7　その他

（１）学校いじめ防止の取り組みは、生徒と保護者からは１月の教育活動アンケートにおいて、また、学区からは学校関係者評価委員会（前後期各１回）において検証します。

（２）いじめ防止につながる校内研修を開催し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

（３）「学校いじめ防止方針」は、学校のホームページで公開します。

ご家庭用チェックリスト

お子さんは大丈夫ですか。

1　家庭の様子

	番号	気になるサイン	
家庭	1	登校時間になると頭痛、腹痛を訴え、登校を渋るようになる。	
	2	学校へ行きたくないと言い出すことが増える。	
	3	学校に遅刻したり、早退したりすることが多くなる。	
	4	転校したい、生まれ変わりたいなどともらすようになる。	
	5	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
	6	食欲がなくなる。	
	7	外出しなくなり、人におびえるようになる。	
	8	メモや日記などに悩みを書き込んであったりする。	
	9	衣服が汚れていたり、けがをして帰宅することがよくある。	
	１０	家の金銭がなくなったり、買い与えたものがなくなったりする。	
	１１	いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなる。	
	１２	家族に対してかたくなになってくる。	
	１３	言葉遣いが荒くなり、保護者に反抗的になる。	
	１４	弟や妹、ペットなどをいじめるようになる。	
	１５	助けを求めるようなうわごとを言ったり、不眠を訴える。	
	１６	不良じみた友達が訪ねてくることがある。	
	１７	スマートフォン等の使用料が急に増える。	

2　地域での様子

	番号	気になるサイン	
地域	1	自転車が壊されたり、落書きされたりしたところをよく見る。	
	2	いつも同じ子が飲食物などを買いに使い走りされている。	
	3	登下校時いつも同じ子が他の子のカバンや用具等を持たされている。	

８　いじめに対しての管理体制について

（１）　「Stop　the いじめ！」－いじめ撲滅をめざして－　を参考として指導する。全教員に配付済み。

（２）　いじめ問題への対応の基本的な流れ

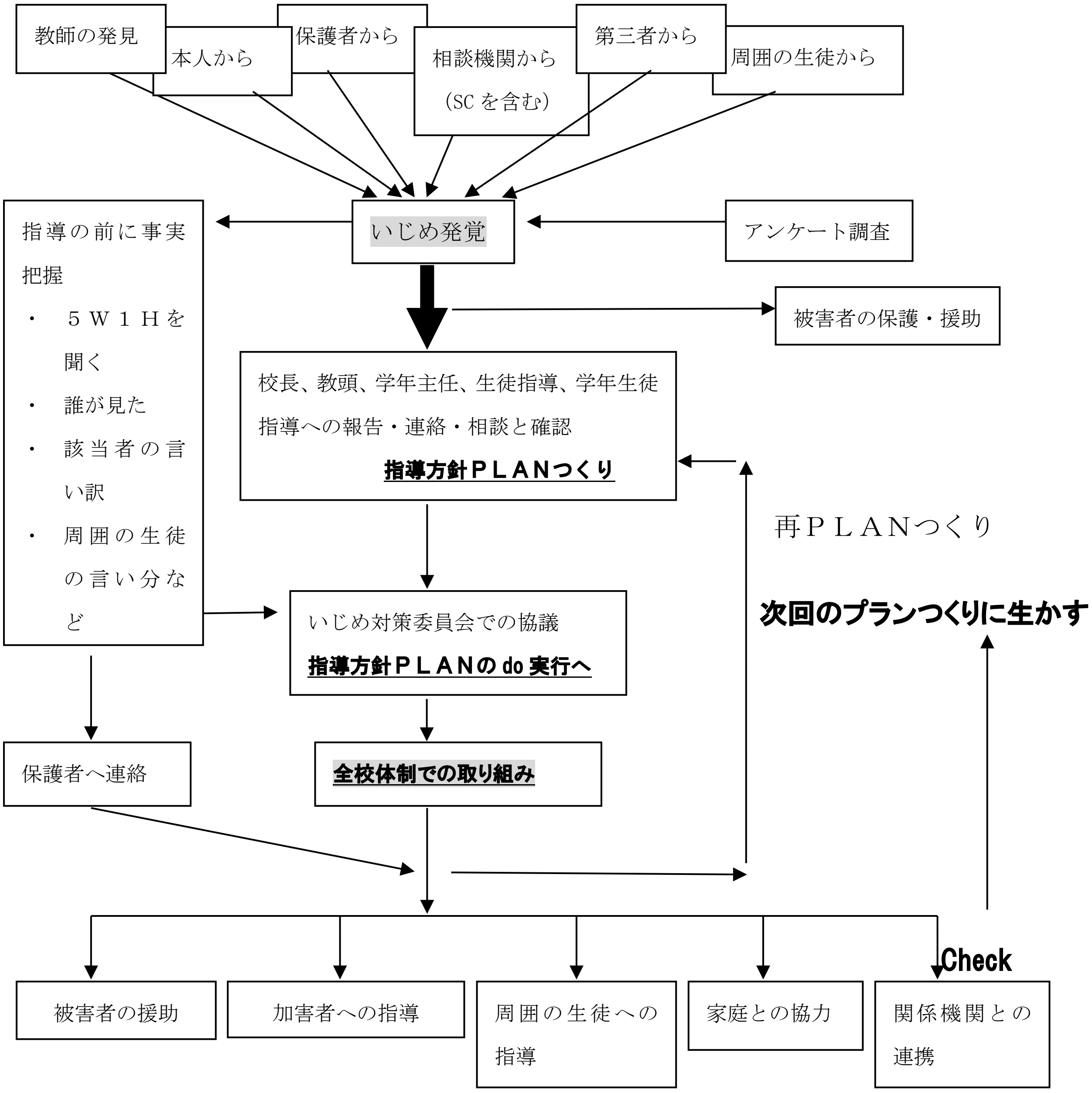

９　いじめ・不登校防止のための指導体制

《 担任の仕事》

①状況の把握

②生徒指導主事・学年主任への連絡

③指示を受け家庭訪問など対応

④校外へ出たら、都度学校へ連絡

《生徒指導主事の仕事》

①情報の収集

②校長、教頭との連絡、調整

③校内に本部を設置

これより管理職との協議で

④家庭訪問、現場への急行、病院への引率などの指示

⑤警察、交番などへの連絡、協力依頼

⑥市教委、指導員への連絡

⑦報告書原案の作成

↓

学年生徒指導担当者会（隔週金曜日）　―　校内教育支援委員会

⇩

学　年　会　―　関係保護者、ＰＴＡ役員

⇩

いじめ・長期欠席対策委員会

・学年生徒指導担当

・特支コーディネーター

・長期欠席担当

・養護教諭

・生徒指導主事

・スクールカウンセラー

職　員　会

―　長期欠席親の会

―　学区民生委員会

―　家　庭　児　童　課

―　児　童　相　談　所